

8. 剰余金処分

(単位:千円)

科 目	平成15年度	平成14年度
	金 額	金 額
当期末処分剰余金	98,377,331	75,292,861
任意積立金取崩額	2,988,313	53,868
不動産圧縮積立金取崩額	82,630	53,868
不動産圧縮特別勘定積立金取崩額	2,905,683	-
計	101,365,645	75,346,730
剰余金処分額	101,365,645	75,346,730
社員配当準備金	70,076,468	42,332,925
差引純剰余金	31,289,177	33,013,804
損失てん補準備金	300,000	200,000
基金償却積立金	-	-
基金利息	4,120,000	4,120,000
役員賞与金	-	-
取締役賞与金	-	-
監査役賞与金	-	-
任意積立金	26,869,177	28,693,804
基金償却準備金	21,500,000	21,500,000
社会公共事業助成資金	826,000	826,000
保健文化賞資金	50,000	50,000
緑のデザイン賞資金	50,000	50,000
不動産圧縮積立金	2,874,973	699,791
不動産圧縮特別勘定積立金	1,568,203	5,568,013

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

9. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分		平成15年度末	平成14年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,667	13,778
	危険債権	30,710	38,670
	要管理債権	9,616	8,116
小計		49,994	60,564
(対合計比) /		(0.78)	(0.96)
正常債権		6,348,979	6,243,847
合計		6,398,973	6,304,412

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。